

地方独立行政法人法（抜粋）

※下線は、第七十八条（中期目標等の特例）に基づく読み替え（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、六年間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 中期目標の期間（六年間で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
  - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
  - 四 財務内容の改善に関する事項
  - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
  - 四 短期借入金の限度額
    - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
  - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
  - 六 剰余金の使途
  - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委

員会の意見を聴かなければならない。

- 4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び第七十八条第二項に定める事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(教育研究の特性への配慮)

- 第六十九条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(中期目標等の特例)

- 第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。
- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
  - 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
  - 4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

札幌市地方独立行政法人施行細則（抜粋）

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第25条第2項第4号及び第5号に掲げる事項について定められた目標を達成するためとるべき措置
- (2) 法第78条第2項に定める事項について定められた目標を達成するためとるべき措置
- (3) 施設及び設備に関する計画
- (4) 人事に関する計画
- (5) 中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を超える債務負担
- (6) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (7) その他法人の業務運営に関し必要な事項